

規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携ワーキンググループ

平成 18 年 11 月 20 日

法務省

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。	重点・外国(1) 〔改定・法務ウ〕			結論
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。				
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。				
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。				
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				

【講ぜられた措置の概要等】

a, b. 在留管理WTは、本年6月の犯罪対策閣僚会議に報告されたの中間取りまとめにおいて今後の検討事項とされた、

外国人の在留管理については、出入国管理法により国が行い、外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報把握ができるような制度

外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高めることや、関係行政機関の保有する情報を外国人の実態把握の実務に役立てること

在留外国人の雇用主や教育機関等の所属先にも、一定の負担（正確な情報把握のための照会制度の創設など）を補足的に求めること

等について、次回の犯罪対策閣僚会議での報告に向けて検討を進めているところ。

- c. 内閣官房の在留管理WTにおいて新たな在留管理制度の検討を行っており、当省としてはその結果を踏まえ具体的な検討を行うこととなる。

- e. 雇用主、通学先等の所属機関からの報告制度については、先般、厚生労働省において、外国人を雇用している企業に対し氏名等の雇用状況の報告を義務付ける方向で外国人雇用状況報告制度を見直す方針が出されたことから、その検討状況をも踏まえつつ検討を進めていくこととなる。